



御 連 絡

平成19年1月25日

全国建設工事業国民健康保険組合 御中

(FAX 03-5652-7035)

鈴木康雄及び中村登寿雄代理人

弁護士 幣 原



同 緑 川 由



同 浅 野 史



前 略

本日、鈴木康雄及び中村登寿雄を原告とし、貴組合を被告とした理事長解任決議無効確認等請求事件（係属部：東京地方裁判所民事第8部，事件番号：平成17年（ワ）第17631号）について、判決の言い渡しがありました。判決の主文は下記のとおりであります。

記

- 1 原告鈴木康雄が被告の理事長の地位にあることを確認する。
- 2 原告鈴木康雄が被告の理事の地位にあることを確認する。
- 3 原告中村登寿雄が被告の副理事長の地位にあることを確認する。
- 4 被告の平成17年7月26日付け理事会における原告鈴木康雄を理事長から解任する旨の決議が無効であることを確認する。
- 5 被告の平成17年7月26日付け理事会における組合規約第41条第2

項、第42条第2項及び第43条第2項に規定する理事長、副理事長及び専務理事の職務並びに四役及び役員幹部会設置規程第2条及び第3条に規定する四役及び役員幹部の職務を同日から停止する旨の決議が無効であることを確認する。

6 被告の平成17年7月26日付け理事会における理事森大を理事長に、理事高取忠彦、理事久田和安及び理事秋元昭を副理事長に、理事阿保鉄栄を専務理事にそれぞれ選任する旨の決議が無効であることを確認する。

7 訴訟費用は被告の負担とする。

そして、判決の理由中において、平成17年7月26日付け理事会について「本件理事会は、理事の一部の者に対する招集通知を欠くことにより瑕疵がある招集手続に基づいて開かれたものであるから、本件理事会においてされた本件決議は無効である。」旨明確に判断されており（判決文23頁）、さらに「本件において、原告らは、理事長解任決議に賛成の理事のみが出席し、その余の半数近くの理事に対しては招集通知を欠いた本件理事会において、出席の機会も与えられないまま不当に理事長等の地位を追われた者であって、その者に本件理事会の招集手続の瑕疵に関する主張を許さないとするのは、違法な理事長解任決議及び理事長選任決議を作出した側が、その後に既成事実を積み重ねるのに対し、相手方がそれを争えなくなる結果を容認することになり、相当ではない。仮に被告の主張する原告らによる不当な組合及び理事会の運営があったとしても、その是正は、適正な手続に基づいて開かれた理事会の審議により行われるべきものであって、違法な招集手続による理事長解任決議によりその目的を達しようとするのは、法の許容するところではないというべきである。」と判示されています（判決文26頁～27頁）。

貴組合におかれましては、上記判決の内容を十分に配慮し、鈴木康雄を理事長、中村登寿雄を副理事長として、それぞれが職務を全うできるような体制を回復していただくことを強く要望いたします。

草々